平成２１年（フ）第３１４号
静岡県磐田市中野１番地101
債務者　近藤　　博
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長野　哲久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月15日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第２４６０号
名古屋市名東区牧の里３丁目701番地　県営高針住宅１棟206号
債務者　竹田くみ子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵嶌　将周
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５号
京都府南丹市八木町山室山本32番地
債務者　キラトレードこと　吉良　久弥
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩橋　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
神奈川県相模原市中央６丁目１番16号　コーポＹＭＴ201号
債務者　中野　陽一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩城　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月17日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第１８５２号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目10番28号　サイレントフジ101号室、前住所大阪府藤井寺市野中２丁目５番16号
債務者　松の木こと　松木　住夫
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５２号
奈良県香芝市穴虫1338―２　吉田マンション210号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市小山４丁目16番44号
債務者　神宮　　勝
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５３号
奈良県香芝市穴虫1338―２　吉田マンション210号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市小山４丁目16番44号
債務者　神宮　晴美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
和歌山市久右衛門丁57番地　入山マンション206号
債務者　東山　雅彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　和喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３０４号
静岡県浜松市東区和田町279番地
債務者　堀内　利貞
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木右子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８４４号
堺市南区城山台２丁１番11―208号
債務者　硲　　勝治
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉越　久義
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１９号
堺市北区新金岡町１丁２番19―310号
債務者　佐々木忠男
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２４号
大阪府藤井寺市野中２丁目６番23号
債務者　児島　法子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　勝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
栃木県小山市西城南１丁目17番地８　アーバンハイツオレンジ101号
債務者　相馬　啓志
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　正富
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１７７号
北海道山越郡長万部町字静狩101番地の４
債務者　春日谷タケ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２６６号
函館市千代台町14番36号
債務者　田山　光枝
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２７２号
函館市陣川町83番地147
債務者　小縣　正道
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第７５号
三重県鳥羽市石鏡町249番地
債務者　河村　　孝
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係